

私学助成園の処遇改善に係るFAQ（令和4年2月8日時点版）

番号	項目	問	答
1	対象	教員数に算入できる職種はどのようなものか。	幼稚園と雇用契約を結んでいる以下の教員 幼稚園教諭免許を持つ副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師または、養護教諭等
2	対象	非常勤教職員は今回の処遇改善の対象となるのか。	非常勤教職員も対象となります。 常勤：以下の①、②のいずれかに該当する者 ①原則として幼稚園の就業規則等で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務する者 ②：1日6時間以上かつ20日以上勤務する者 非常勤：常勤以外の教職員
3	対象	「法人役員を兼務する園長」は補助対象外だが、「理事長を兼務する事務長」は補助対象となるのか。	補助対象となります。 ただし、事務長のため、教員数に算入することはできません。
4	要件	全ての教職員に対して、「3%程度（月額9,000円）」の処遇改善を行わなければならないのか。一部でも良いのか。	全ての教職員に対して一律、月額9,000円の処遇改善を行う必要はありません。 設置者の判断により、処遇改善の対象とする教職員や賃金改善額（月額9,000円を増減可）を決定することができます。
5	要件	時給で働いているパート職員などは固定給がなく、毎月労働時間によって給与が異なるが対象となるのか。 もしも対象となるならば、基準月の給与はどのように記載すればよいのか。また、3%（9,000円）はどのように計算すれば良いのか。	パート職員の方も、本補助金の対象とすることができます。 基準月は、処遇改善を行う月の前月してください。 また、処遇改善の計算方法は時給を3%上げる方法が一般的と考えます。なお、実施月によっては「処遇改善の割合」が3%を下回ることも考えられますが、3%を下回ったとしても補助対象外とはなりません。
6	要件	「法定福利費等の事業主負担分」の範囲はどこまでか。	健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料、労災保険、退職手当共済制度等における掛け金等

私学助成園の処遇改善に係るFAQ（令和4年2月8日時点版）

番号	項目	問	答
7	賃金改善額の算定方法等	令和4年度で教職員に定期昇給がある場合、4月の賃金改善見込額に定期昇給分を含めることはできるのか。	定期昇給分を含めることはできません。 今回の処遇改善の取組みは定期昇給とは別に行っていただく必要があります。
8	その他	令和4年4月以降に、新制度園に移行した場合の取り扱いについて	文部科学省において検討中のことです。 新制度園は本年2月から賃金改善を行うことが補助要件となっています。できる限り2月から賃金改善に取り組んでいただきますようお願いします。
9	その他	処遇改善の取組みはいつまで続ける必要があるのか。	本補助金は「賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提」に実施するものです。補助期間終了後の10月以降も、継続して取り組んでいただく必要があります。